

刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和7年2月25日午前10時00分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所1階101会議室に招集する。

記

- 議案第62号 地域計画策定に係る意見聴取について
議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第64号 生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について
議案第65号 農用地利用集積計画（利用権設定関係）について
議案第66号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について
報告第49号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第50号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第51号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第52号 農地改良届出について

農業委員

出席者 13名

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 2番 井野 容次 | 3番 近藤 庄次 | 4番 近藤 輝彦 | 5番 加藤ふく子 |
| 6番 加藤 彰夫 | 7番 塚本 忠 | 8番 山本 坂一 | 9番 山田 正子 |
| 10番 杉本 常男 | 11番 神谷 友裕 | 12番 塚本 信子 | 13番 酒井 行教 |
| 14番 杉浦 俊広 | | | |

欠席者 1名

| |
|----------|
| 1番 山田 友樹 |
|----------|

農地利用最適化推進委員

出席者 12名

| | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 近藤 俊彦 | 2番 神谷 修二 | 3番 近藤 靖 | 4番 岡村 信幸 |
| 5番 戸田 一成 | 6番 杉浦 克己 | 7番 三浦 和博 | 8番 尾嶋 二郎 |
| 9番 杉浦 克敏 | 10番 清水 文高 | 11番 平野 正美 | 13番 稲垣 重雄 |

欠席者 1名

| |
|-----------|
| 12番 高須 哲也 |
|-----------|

午前10時00分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記2名を指名する。

議事録署名者 4番 近藤 輝彦 5番 加藤 ふく子

議 事

議 長 はじめに、議案第62号を上程し、事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

議案第62号

地域計画策定に係る意見聴取について

委員の皆様には地域計画策定に当たり、各地区における協議の場にご参加いただき、ありがとうございました。そこでの検討結果や目標地図についてまとめましたので、農業委員会に諮らせていただきます。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定に基づく地域計画の策定について、次のとおり提案する。

（1）地域計画の策定について

別紙資料をお願いします。

地域計画はご存じのとおり、これまでの地域農業の将来の在り方を示す人・農地プランに加え、耕作者を地図に記した目標地図を併せ持つものになります。なお、本市における地域計画は対象農地を市内の青地農地とし、青地農地のないかりがね地区を除いた5地区において作成しております。

それでは、事前に送付しております各地区の課題や将来の在り方をまとめた様式5-2号とその地区における目標地図に沿って説明させていただきますが、量が多いため、ホチキス止め一番上にあります刈谷北部地区で説明させていただきます。

まず、1の地域における農業の将来の在り方としては3つの内

容があり、（１）地域計画の区域の状況は記載のとおりです。

次に（２）地域農業の現状と課題としましては、この地区は水田が約 6 割、畑地・樹園地が約 4 割を占めており、畑地・樹園地が多い地域となっております。地区内の担い手は 28 名で、その集積率は約 46% です。大規模営農と個人農家が入り乱れたエリアもあり、土地改良事業が行われたエリアでは担い手への集積・集約化が進んでいますが、耕作条件が不利な農地も多くあります。また、農業用水路の水が 4 月から 9 月にしか来ないエリアもあり、耕作に影響が出ているといった課題があります。

（３）地域における農業の将来の在り方ですが、水田における水稻のほか、露地野菜や施設野菜、果樹を栽培していき、畑地等を耕作する担い手に対し、集積・集約化を進めていきます。

次に、２の農業の将来に在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標も 3 つあり、（１）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針としては、農地中間管理機構や基盤整備事業を活用した農用地の集積・集約化や新たな担い手の確保に努めます。

（２）の担い手に対する農用地の集積に関する目標としては、区域内の農用地面積に対して目標年度までに農業を担う者が耕作する経営面積を基に算出し、46.3% としました。

（３）農用地の集団化に関する目標としましては、法人化への取組みを検討し、地域の担い手を組織化することで農用地の集団化（集約化）を図ります。

裏面をお願いします。

３の農業者及び区域内の関係者が２の目標を達成するためとるべき必要な措置としては 5 つあり、（１）農用地の集積、集団化の取組では、農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな農業者等への農用地の集積・集約化を進めること。（２）農地中間管理機構の活用方法では、基盤法による相対の利用権で設定されている農用地については、目標地図に基づき、農地中間管理機構を活用した利

用権設定に切り替え、農用地の集積・集約化を進めること。（３）基盤整備事業への取組では、令和元年度着手の経営体育成基盤整備事業西境地区については継続して事業を進めていき、井ヶ谷地区については今後事業に着手していくこと。（４）多様な経営体の確保・育成の取組では、法人化の取組みを検討しながら、多様な経営体が協力・連携して営農を進めること。（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組では、農業支援サービスを行う事業体の情報を集約し、地域内で共有することで、作業委託を必要とする経営体が積極的に活用できる環境整備を行っていきます。

次に、４の地域内の農業を担う者一覧は次ページの表のとおりで、５農業支援サービス事業者一覧と７基盤法第２２条の３を活用する場合については、任意記載事項であるため記載はありません。

６の目標地図につきましては、協議の場で確認させていただいた内容をふまえて色塗りしたものが１枚はねた次のページからの地図になります。なお、北部地区は範囲が広いため、４枚に分かれています。

以上で１つの地区の地域計画となり、他４つの地区についても同様に作成しております。

なお、地域計画は今年度策定となりますが、来年度以降も各地区で協議の場を開催し、内容の見直しを行っていく予定としておりますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

議案書に戻りまして、（２）提案理由について、この案を提出したのは、同法同条第６項の規定により、市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聞かなければならないからである。

説明は以上です。

議 長

議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

杉浦克敏
委 員

小山地区の集積計画において、●●●●●●が多く面積を請け負っていますが、1人で経営をしていくのは難しいと思います。そのため、今後の対応を考えていく必要があると思います。現在、よさみ営農から小山地区に1人派遣して協力している状況で、今後も少しの間であれば協力を続けられますが、いつまで派遣できるか不明であるため、経営体制を整えるようにしていくべきだと思います。

杉浦俊広
委 員

小山地区での協議の場において、●●●●●●本人から、今後、人を雇用する等の話が出てきていない状況です。私も、営農改善を図れるよう努めますので、よろしく願いいたします。

議 長

かりがね地区の目標地図を作成していないのはなぜでしょうか。

事 務 局

青地の農地がないため、作成しておりません。

議 長

他に異議質問等ありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議 長

異議なしと認め、議案第62号を原案通り決定します。

議 長

次に、議案第66号整理番号36及び37を上程します。

なお、本件は、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、農業委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないと規程されておりますので、私、加藤彰夫は退席いたします。

退席中の議事進行は杉浦会長代理にお願いいたします。

(加藤彰夫委員退席)

杉浦俊広
委 員

それでは事務局に説明を求めます。

事 務 局

7ページをご覧ください。

議案第66号

農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号36〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（転貸人）

公益財団法人 愛知県農業振興基金

（利用目的）

田

（期間）

令和7年3月1日から令和17年1月31日まで

以下、8ページ〔整理番号37〕までの申し出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

説明は以上です。

杉浦俊広
委 員

議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

杉浦俊広 異議なしと認め、議案第66号整理番号36及び37を原案通り決
委 員 定します。

(加藤彰夫委員着席)

議 長 次に、議案第63号から議案第66号及び報告第49号から報告第
52号までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事 務 局 2ページをご覧ください。
議案第63号
農地法第5条の規定による許可申請について

[受付番号18]

(権利の種類)

賃貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

駐車場(一時転用)

(期間)

令和7年4月1日から令和8年6月30日まで

申請地は、総合運動公園の北約200mのところに位置していま
す。農地区分は、農用地区域内農地です。

申請人は、東京都に本社を置き、建築、造園、土木工事の設計、施工、監理及び請負を主な事業とする法人です。申請人は、現在申請地の道を挟んだ北側にて角文株式会社の事務所を建設していますが、建築工事用車両の駐車場が確保できないため、駐車場18台分、490㎡を一時転用したく、本申請に及んだものです。

なお、駐車場として利用後、農地復元計画書に基づき敷地全体を耕作可能な田に復旧します。

[受付番号19]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

(転用事由)

分家住宅建築

申請地は、富士松東小学校の東650mのところに位置しています。農地区分は、集落が連たんしている区域に隣接する区域にあり、その規模が10ha未満の一団の農地の区域内にある農地であるため、第2種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にて妻と2人で暮らしていますが、家財等が増え手狭であるため、分家住宅の建築を計画しました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、本申請地の所有者より借り受けられる旨の回答を得ることができたため、分家住宅1棟102.3㎡を建築したく、本申請に及んだものです。

また、都市計画法建築許可については建築課と事前協議がされており、

許可の見込みはありとの回答を得ています。

3 ページをご覧ください。

議案第 6 4 号

生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

[受付番号 1 3]

(所在及び面積)

●●●●

(主たる従事者)

●●●●

(申請人)

●●●●

(根拠法令)

生産緑地法第 1 0 条

(原因)

●●●●

4 ページをご覧ください。

議案第 6 5 号

農用地利用集積計画（利用権設定関係）について

[整理番号 1 3 7]

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(利用目的)

田

(期間)

令和7年3月1日から令和16年11月30日まで

以下、6ページ〔整理番号140〕までの申し出がありました。

内容については、それぞれ記載のとおりです。

7ページをご覧ください。

議案第66号

農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号35〕

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(利用目的)

田

(期間)

令和7年3月1日から令和17年11月30日まで

9ページをご覧ください。

報告第 4 9 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

〔受付番号 3 9〕

(所在及び面積)

● ● ● ●

(申請人)

● ● ● ●

(転用事由)

共同住宅建築

以下、1 0 ページ〔整理番号 4 6〕までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

1 1 ページをご覧ください。

報告第 5 0 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

〔受付番号 1 3 4〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

● ● ● ●

(譲渡人)

● ● ● ●

(譲受人)

● ● ● ●

(転用事由)

住宅建築

以下、15ページ〔受付番号151〕までの届出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

16ページをご覧ください。

報告第51号

農地法第18条第6項の規定による通知書について

〔受付番号39〕

(所在及び面積)

●●●●

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(解約通知日)

令和7年1月7日

(解約形態)

合意解約

(解約事由)

自作のため

以下、19ページ〔受付番号47〕までの通知がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

20ページをご覧ください。

報告第52号

農地改良届出について

〔受付番号11〕

(所在及び面積)

●●●●

(届出人)

●●●●

(事由)

湿田の嵩上げ

(造成期間)

令和7年1月27日から令和7年3月31日まで

以下、〔受付番号12〕までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

説明は以上です。

議長 上程議案並びに報告について、ご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

杉浦克敏 委員 10ページの〔受付番号44〕についてですが、現況すでに家が建っている状況となっておりますが、これは転用の届出がなく農地に家が建っていたということでしょうか。

事務局 区画整理の場所となっており、従前地が畑であり、区画整理で仮換地の地番が割り振られています。区画整理されたタイミングで、宅地として使用していましたが、登記上の土地の地目が畑の状態だと所有者等を変更する際に農地法の制限がかかるため、このような届出が必要となります。

杉浦克敏 委員 18ページの〔受付番号46〕についてですが、転作のエリアで転作に協力しない耕作者が、耕作しきれなくなり解約するという経緯があります。おそらく、今後よさみ営農に話が来るとは思いますが、このような解約について検討が必要だと思っています。

清水文高 11ページの〔受付番号134〕についてですが、譲渡人と譲受人
委 員 が同じ住所となっているのはなぜでしょうか。

事 務 局 譲渡人3人のうちの1人の持ち分を残りの2人に分けるという申請
あるためです。

議 長 2ページの〔受付番号19〕についてですが、分家住宅建築の場合
は使用貸借が多いですが、本申請は所有権移転ということでよろしい
でしょうか。

事 務 局 本件は祖父が孫に贈与という形かと思われれます。分家住宅を建てる
際、使用貸借でないといけないという決まりはないため、権利の種類
に関しては申請者が設定できます。

議 長 質問等なければ、上程議案並びに報告につきまして採決をいたしま
す。

議案第63号から議案第66号及び報告第49号から報告第52号
までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議 長 異議なしと認め、議案第63号から議案第66号及び報告第49号
から報告第52号までを原案通り決定します。

本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉
会します。

午前10時45分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会 長 _____

4 番 _____

5 番 _____

本会議に参加した者

事務局長 近 藤 浩

係 長 酒 井 武 士

主任主査 鈴 木 雅 博

主 事 須 田 裕 介

主 事 加 藤 立 紀